

入札説明書

健康管理システム導入業務（令和 7 年 9 月 2 9 日公告）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当者
青森県知事
- 2 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務名
健康管理システム導入業務
 - (2) 業務内容
別添「健康管理システム導入業務仕様書」のとおり。
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - (4) 納品場所
青森県総務部人事課（以下、「人事課」という。）
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒030-8570
青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県総務部人事課福利厚生・共済グループ
TEL 017-734-9048（担当：八木橋）
FAX 017-734-8005
E-mail anzeneisei@pref.aomori.lg.jp
- 4 入開札の日時及び場所
 - (1) 日時
令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金） 1 5 時 3 0 分
 - (2) 場所
青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県庁舎 南棟 2 階 総務部会議室
- 5 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 物品の製造の請負及び買入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（令和 6 年 2 月 14 日施行）により決定された等級が、A 級（電子計算組織に係るものに限る。）の者であること。
 - (3) 入開札の日において、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 納品するシステムについて、青森県で示した仕様を満たすことを証明した者であること。
- 6 資格の審査等
 - (1) 入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式 1））に「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し」

及び青森県で示した仕様を満たすことが確認できる書類を添付した上で令和7年10月9日（木）午後5時までに青森県総務部人事課長に提出しなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じること。

ただし、県の名簿により確認できる場合は「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し」の添付は不要とする。

- (2) (1) の審査結果については、当該提出者に対して令和7年10月14日（火）を目途に、別途書面により通知する。

7 入札に対する質問

- (1) 質問がある場合は、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話又は口頭により照会して差し支えないこととする。

ア 提出期間

令和7年10月3日（金）午後5時まで

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

質問書（別紙様式2）により、原則として電子メールにより提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送又はファクシミリによる提出を認めるものとする。

なお、質問者は、質問書を提出した際には電話により3の問い合わせ先に到着の確認をすること。

電送時における件名及び送信先メールアドレスは次のとおり。

(ア) 件名

【質問書の提出】健康管理システム導入業務に係る一般競争入札

(イ) メールアドレス

anzenoisei@pref.aomori.lg.jp

- (2) 回答については、全ての入札説明書受領者に対して、令和7年10月7日（火）午後5時（予定）までに電子メール又はファクシミリにより通知する。

8 入札書（別紙様式3）の記載要領

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印しなければならない。

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記するものとする。なお、再度入札する場合も同様とする。
- (2) 電送及び郵送による入札は、認めないものとする。

- (3) 入札につき代理人がこれを行う場合は、委任状（別紙様式4）を人事課長に提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、入開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

10 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

11 入札保証金

入札保証金は、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）第132条第1項第2号の規定により免除する。

12 落札者の決定方法

- (1) 青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、システム導入に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 入札条件

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
この場合において、入札書の提出が無い者については、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。
- (2) 無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付き落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。
- (4) 3回目の入札に付き、落札者がいないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

14 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

15 契約金額

落札金額をもって契約金額とする。

16 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額（契約保証金の納付に代えて提供されたときの担保も含む。）

とする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

17 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内

18 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

19 契約代金の支払方法

契約代金は、上記18の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

20 その他

(1) この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第6条(B)及び第9条を除く。)記載のとおりとする。当該入札者心得書は、別紙のとおり。

(2) 本契約は、契約手続に係る書類の授受について、電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。